

## 仕様書（案）

1 業務名 令和7年度大分県産品通販サイトを活用した越境 EC サイト内の  
web ページ開設業務委託

### 2 業務の目的

域外における県産品の需要を獲得し、販路拡大を図るためには、伸長する EC（電子取引）市場において、EC モールを活用した販売を行うことが効果的であるとして、大分県産品通販サイトを運用している。

本業務では、既存の県公式オンラインショップ「おんせん県おおいたオンラインショップ」を活用し、訪日外国人が大阪・関西万博会場に加え、帰国後も購入可能な越境 EC サイト内の web ページを開設するとともに、海外消費者の購買意欲の向上を図るため、万博会場等関西エリア及び越境 EC サイト内等での販促プロモーションを実施し、更なる県産品の販路拡大を図ることを目的とする。

3 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

### 4 委託内容

(1) 越境 EC サイト内における「おんせん県おおいたオンラインショップ」web ページの開設・運営

- ① 越境 EC サイトに県産品の販売拠点となる「おんせん県おおいたオンラインショップ」の web ページを7月18日（金）までに開設し、越境 EC の手法を活用した県産品の販売・運営を実施すること。実施に当たっては「おんせん県おおいたオンラインショップ」運営事業者と常に連携を図ること。
- ② 越境 EC サイトは東アジア市場をメインとして展開するものとし、web ページで掲載を行う商品は県産加工食品や工芸品等のバランスに配慮すること。加えて、掲載する商品数は200品目以上とすること。
- ③ web ページは大分県産品の魅力を最大限に訴求するとともに、UI/UX を考慮した海外消費者が使いやすいページデザインとすること。
- ④ 県内企業に対する越境 EC の理解促進・機運醸成を図り、「おんせん県おおいたオンラインショップ」運営事業者と連携しながら新規参加の掘り起こしを行うこと。
- ⑤ web ページで商品掲載・販売を行うために必要となる各種対応・手続きを行うこと。加えて、県及び「おんせん県おおいたオンラインショップ」運営事業者が行う商品の募集・選定に協力すること。
- ⑥ 受注及び購入者への商品の発送や代金の決済、問い合わせ対応等は、受託者の責任において行うこと。上記業務を行うために「おんせん県おおいたオンラインショップ」運営事業者と連携し、受注商品の調達等を行うこと。
- ⑦ web ページについて、定期的に保守管理を行うとともに、随時コンテンツの拡充を行うこと。

- ⑧ 業務状況を把握し、問題が生じた場合は、誠実かつ迅速に対応すること。
- ⑨ 全体の作業スケジュールの素案を示し、県と協議のうえ決定すること。
- ⑩ その他記載のない事項については、県及び「おんせん県おおいたオンラインショップ」運営事業者と協議のうえ実施すること。

## (2) 越境 EC サイト等での販売促進プロモーション

- ① 海外消費者に対して効果的かつ効率的にリーチするため、デジタルを用いたプロモーションを実施すること。
- ② 海外消費者のニーズを捉え、多くの大分県産品を取り扱う販売促進キャンペーンを行うこと。販売促進キャンペーンは、越境 EC サイトの特性を發揮しつつ、可能な限り同サイトにおけるイベントやセール企画に合わせて展開すること。
- ③ 販売促進キャンペーンの実施に当たっては、大分県産品の魅力を最大限に訴求し、海外消費者の購買意欲を高めるため、効果的な広告誘導及び PR を行うこと。
- ④ より多くの海外消費者に大分県産品の購入を促進するため、新規購入者の拡大及びリピーターの確保につながるよう、段階に応じた効果的な割引クーポンキャンペーンを行うこと。ただし、大分県産品購入にかかる費用以外に使えるクーポンは不可とし、実施回数および時期については県と協議のうえ決定すること。
- ⑤ (4) ①で提示した目標 KPI の各種数値を達成した場合も、事業予算を有効に活用し、効果の最大化を目指して事業を実施すること。

## (3) 万博会場等での販売促進プロモーション

- ① 関西エリアを中心に訪れる訪日外国人に対して効果的かつ効率的にリーチするため、独自のプロモーションを実施すること。実施に当たっては新規購入者の拡大及びリピーターの確保につながる効果的な広告誘導及び PR となるよう、開催場所および実施方法や実施回数等は効果の根拠となるデータを提示し、県と協議のうえ決定すること。
- ② ①に加え、県が8月から9月にかけて実施する大阪・関西万博会場内及び関西エリアでの万博関連プロモーションの企画と連携した展開をすること。また、大分県産品の魅力を最大限に訴求し、訪日外国人の購買意欲を高めるため、効果的な広告誘導及び PR を行うこと。
- ③ ①及び②の展開に当たっては、web ページに誘導するための販促ツール（例：web ページの二次元コードを印刷した名刺カードや販促チラシ等）を配布すること。
- ④ (4) ①で提示した目標 KPI の各種数値を達成した場合も、事業予算を有効に活用し、効果の最大化を目指して事業を実施すること。

## (4) 効果検証

- ① 大分県産品の販売促進に資する EC を活用した効果的な取組としてその効果検証のスキームや、目標 KPI (PR にかかるコンバージョン率は必須とする。) を具体的に提示し、これらを基礎資料として県と協議のうえ、実施すること。

- ② (2) および(3)での販売促進キャンペーンの参加者に対し、アンケート調査(リーチ数や回答者の属性(年齢、地域、特性等)、県産品の訴求効果、プロモーション等からサイトへの誘導状況等)を実施し、結果をフィードバックすること。実施に当たっては、回答率を上げる工夫をすること。
- ③ 事業完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「事業実施結果報告書」を提出すること。

## 5 成果物(報告書)等

- (1) 事業実施結果報告書(A4版) 電子媒体1部
- (2) 提出場所 大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課
- (3) 提出期限 令和8年3月31日

## 6 その他

### (1) 業務実施にあたっての留意事項

- ① 受託者は、業務の実施にあたっては、委託者と十分に協議・連絡を取り合い、委託者の指示及び監督を受けること。
- ② 各業務上で必要となるアポイントメントや転載許諾など、全て受託者の責任において行うこと。
- ③ 本業務に関連して第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた場合で、当該申し立てが受託者の責めに帰すべき事由によるときには、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。
- ④ この仕様書に定めのない事項等については、別途協議し決定する。

### (2) 業務の実施体制

- ① 本業務の実施に当たり、十分な経験を有する業務全体を統括する責任者を置くこと。
- ② 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。
- ③ 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ口頭もしくは書面で報告すること。
- ④ 県が天災等により、事業の中止または縮小を決定した場合においては、契約金額の範囲内で、県は、実施に要した経費をもとに受託事業者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。